

## 7 その他事業

### ● 精神障害者地域支援システム整備事業

#### (1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）

#### (2) 概要

「入院医療中心から地域生活中心へ」という方策を進めるため、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に取り組むとともに、こころの健康センターの専門職員が病院を訪問し、病院職員と協力して「退院意欲向上支援」に取り組む。さらに、病院から地域生活への退院支援を併せて実施して、地域への定着支援を推進する。

#### (3) 内容

##### ア 地域移行・地域定着支援事業

###### ○ 退院意欲向上支援

精神科病院に入院中の精神障害者に対して、病院内での行われているグループ活動に協力する形で、退院意欲の向上に取り組んでいる。また個別への支援では病院への訪問、面接や外出支援等を行った。

###### \*集団への支援（グループ活動）

	グループ活動			企画会議
	グループ数	回数	参加人数	回数
H26	1	5	164	1
H27	1	8	203	6

###### \*個別への支援

	対象者数 (実)	支援回数 (延)	支援内容内訳		ケース 会議
			面接・外出支援 ・TEL	関係機関 と連絡	
H26	5	86	75	11	12
H27	6	146	105	41	6

○ 地域移行・地域定着支援

精神科病院に入院中の精神障害者に対して、病院や関係機関と協力して、退院に向けた支援及び、退院後地域で暮らしを持続するための支援を実施した。実施にあたっては、地域生活をしているピア・サポーターとの交流や地域施設の見学、外泊体験など社会資源の活用を行った。

	内容	対象者数 (実)	支援回数 (延)	支援内容内訳		ケース 会議
				面接・外出支援 ・TEL	関係機関 と連絡	
H26	移行	15	474	223	251	33
	定着	8	379	189	190	26
H27	移行	17	551	317	234	26
	定着	4	112	49	63	12

○ 精神障害者地域交流会

地域で生活している精神障害者や入院中の精神障害者と地域住民が直接交流する機会をつくることで、精神疾患に関する理解の普及啓発に努め、精神障害者の地域生活が安定する環境づくりを行っている。

【平成 26 年度】

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
実施日	平成 26 年 7 月 4 日	平成 26 年 11 月 26 日	平成 27 年 3 月 9 日
会 場	市立旭公民館	岡山県総合グラウンド グラウンドクラブ	ミニコラ・パステル 作業所・喫茶去
内 容	会食・意見交換	日常生活支援事業の紹介 会食・意見交換	事業所の紹介 会食・意見交換
参加者数	13	12	21

【平成 27 年度】

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
実施日	平成 27 年 6 月 24 日	平成 27 年 10 月 6 日	平成 28 年 1 月 28 日
会 場	岡山後楽園 廉池軒	はる・おかやま	岡山市保健福祉会館 栄養指導室
内 容	会食・意見交換	事業所の紹介 意見交換	勝英保健所の ピア活動の紹介 会食・意見交換
参加者数	17	17	31

○ 被保護者精神障害者退院面接、市長同意入院面接

被保護精神障害者、市長同意入院者への面接支援や、福祉事務所・病院などと連携をとりながら、退院に向けた支援を行っている。

	内容	対象者数 (実)	支援件数 (延)	支援内容内訳	
				面接・外出支援 ・TEL	関係機関 と連絡
H26	被保護	113	511	422	89
	市長	37	150	128	22
H27	被保護	87	302	207	95
	市長	33	84	69	15

## イ 地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業

地域生活の維持・継続が困難となっている精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域支援を行っている。

	対象者数 (実)	支援回数 (延)	支援内容内訳				
			訪問	面接	診察 往診	機関相談	電話
H26	31	1,204	230	24	348	312	290
H27	14	457	138	9	142	99	69

● **依存症対策推進事業**

(1) **根拠法令**

- ・アルコール健康障害対策基本法
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領

（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）

(2) **概要**

薬物、アルコールを中心とした依存の問題を抱える当事者、家族及び支援担当者に対し、助言、知識・情報提供など支援の充実を図るとともに効果的な依存症対策を推進する。

(3) **内容**

**ア 職域依存症対策推進事業**

壮年期の習慣飲酒者に早期に介入し依存症への移行を予防するため、アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」を作成し、市内事業場において実施するとともに、産業保健分野との連携によりその普及を図る。

- アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」の実施

	プログラムA (初期介入プログラム) 講義+グループワーク			フォローアップ (継続的介入プログラム) グループワーク			プログラムB 講演のみ (1時間)		
	事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数
H26	1	1	28	1	1	11	1	1	13
H27	8	7	109	2	4	18	3	3	320

- 職域依存症対策推進モデル事業評価検討（プログラム検討班）会議

	開催回数	
	評価検討会議	プログラム検討班
H26	1	6
H27	0	5

## イ 一般医療機関・アルコール専門病院ネットワーク化事業

一般医療機関とアルコール専門病院の連携により、一般医療機関を受診するアルコール関連問題を有する患者を、より早期にアルコール専門治療や支援に導入するためのネットワークシステムを構築する。

	H26		H27	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
アルコール依存症早期支援ネットワーク会議	4回	38人(延)	4回	43人(延)
事例に学び 事例でつながる アルコール専門研修	3回	172人(延)	3回	281人(延)
一般医療機関アルコール専門研修	1回	90人	1回	109人

● **自殺予防情報センター事業（H26年度は気づき・つながり・支えるいのち支援事業）**

**（１）根拠法令**

- ・自殺対策基本法(平成18年6月成立)
- ・自殺総合対策大綱(平成19年6月成立)
- ・地域自殺予防情報支援センター運営事業の実施について

(平成21年3月27日付け障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

**（２）概要**

全国では毎年新たに2万4千人、岡山市においては毎年100人以上の人が自殺で亡くなっている。国では、自殺対策基本法や自殺対策大綱を策定し、国、地方自治体、関係団体、民間が広く連携しながら自殺対策に取り組むこととしている。岡山市こころの健康センターでは、H27年4月に「岡山市自殺予防情報センター」を開設し、自殺の危機要因を複数もつハイリスク者に対する相談支援を救急病院等と連携し行うとともに自死遺族支援及び支援者の人材育成等を行っている。

**（３）内容**

**ア 相談支援**

対応事例数（実）

	H26	H27
新規	44	95
継続	9	15
計	53	110

支援件数（延）

	H26	H27
電話	173	430
面接	53	112
訪問	23	54
関係機関からの相談	76	188

**イ 機関連携**

○ 巡回訪問

		H26	H27
救急外来	病院数	7	7
	回数	16	20
精神科病院	病院数	1	1
	回数	7	9
警察署	回数	3	3

**ウ 弁護士派遣**

	派遣回数
H26	3
H27	4

**エ 特別相談会（暮らしとこころの相談会）**

	開催回数	参加者数	
		実	延
H26	2	11	11
H27	2	17	17

**オ 自死遺族支援**

- わかちあいの会

	開催回数	参加者数	
		実	延
H26	12	8	15
H27	12	6	14

- 交流会（平成27年度～）

	開催回数	参加者数	
		実	延
H27	1	1	6

**カ 人材育成**

- 自殺予防のための支援者研修会

	開催回数	参加者数
H27	1	123

- 自殺予防対策ゲートキーパー研修

	講師派遣回数	受講者数（延）
H26	4	159
H27	4	263

## ● ひきこもり地域支援センター

### (1) 根拠法令

- ・生活困窮者自立支援法(平成 25 年度法律第 105 号)
- ・生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱

### (2) 概要

ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にして、より支援に結びつきやすくすることを目的に、ひきこもりに特化した相談窓口である「岡山市ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する。

岡山市ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する（一部事業は社会福祉法人あすなる福祉会へ委託）。

### (3) 内容

#### ア 相談支援

##### ➤ 専用電話相談（延）

相談者の種別	本人	家族	関係者	その他	不明	総数
H26	13	63	3	4	13	95
H27	14	62	1	1	4	82

性別	男性	女性	不明	総数
H26	73	18	4	95
H27	62	17	3	82

##### ➤ 来所相談（実）

##### ・対応事例数

	新規	継続	総数
H26	42	112	154
H27	41	111	152

##### ・相談者の種別

相談者の種別	本人	家族	本人+家族	関係者	その他	不明	総数
H26	35	87	31	1	0	0	154
H27	39	72	39	2	0	0	152

##### ・対象者性別

性別	男性	女性	不明	総数
H26	125	29	0	154
H27	118	34	0	152



・対象者年齢 ※初回時点

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数
H26	0	13	69	44	25	3	0	154
H27	0	12	73	42	22	3	0	152

・ひきこもり期間 ※初回時点

	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	総数
H26	13	4	40	22	29	30	16	154
H27	16	5	36	14	30	27	24	152

・相談経路 ※複数回答あり

	平成26年度	平成27年度
広 報	32	19
保健所	5	7
市町村	10	11
警 察	1	1
医療機関	18	18
福祉機関	8	6
教育団体	11	7
民間団体	1	0
その他	32	53
不 明	36	30
総 数	154	152

・活動範囲 ※初回時点

	平成26年度	平成27年度
就労または就学・非ひきこもり	2	2
未就労・未就学・友人関係あり・地域活動参加	19	16
未就労・未就学・友人関係なし・外出可能	62	67
夜間・近所など条件付で外出可能	22	22
外出不可・家庭内では自由に活動可能	17	17
自室内に閉じこもり	9	8
その他	10	10
不 明	13	10
総 数	154	152

**イ 小集団活動（ミニ交流会）**

平成26年度 実施回数：5回 参加者数 23名

内容：お菓子づくり、うちわづくり、オカリナ演奏会など

平成27年度 実施回数：9回 参加者数 25名（延）

内容：畑作業、畑で収穫した野菜の調理、ちぎり絵など

## ウ 家族教室

【目的】 ひきこもりの子どもがいる家族を対象に教室を開催し、ひきこもりの子どもに対する理解を深め、子どもとの関わりについて考える機会とする。また、家族同士が交流し、エンパワメントする場とする。

【対象】 ひきこもり支援センターを利用している家族から選定。

### 【実施内容】

#### ➤ 平成 26 年度

日時・場所	内 容	参加者
3月30日(月) 15:00~17:00 こころの健康相談室	1.オリエンテーション 2.講義「ひきこもりについて」 講師：岡山県精神科医療センター 塚本 千秋 3.茶話会	参加者 5名 こころセスタッフ 3名 講師 1名 (計 9名)

#### ➤ 平成 27 年度

日時・場所	内 容	参加者
【第1回目】 10月28日(水) 10:00~12:00 ほのぼのルーム	1.オリエンテーション 2.講義「ひきこもりについて」 講師：岡山県精神科医療センター 池田 伸 3.茶話会	参加者 7名 こころセスタッフ 3名 講師 1名 (計 11名)
【第2回目】 2月15日(月) 13:30~15:30 あすなろ福祉会	1.オリエンテーション 2.あすてっぶの活動紹介、施設見学 3.体験談発表 4.座談会	参加者 11名 こころセスタッフ 4名 講師 1名 (計 16名)

## エ 委託事業（居場所・就労支援・社会参加応援）

### 【平成 26 年度】

利用者数（実）

	～10代	20代	30代	40代	50代	不明	合計
男性	0	0	1	1	0	0	2
女性	0	1	2	0	1	0	4
合計	0	1	3	1	1	0	6

支援回数

	支援回数			
	面接	訪問	電話	メール
本人	15	0	31	21
家族	1	0	2	0
その他	0	0	0	0
合計	16	0	33	21

社会参加応援

	実施回数	利用者数	
		実	延
集団プログラム	46	5	58
個別プログラム	1	1	1

就労支援

実施回数	利用者数
0	0

【平成 27 年度】

利用者数 (実)

	～10代	20代	30代	40代	50代	不明	合計
男性	0	6	5	3	0	0	14
女性	1	4	6	0	1	0	12
合計	1	10	11	3	1	0	26

支援回数

	支援回数			
	面接	訪問	電話	メール
本人	223	14	72	39
家族	11	0	28	0
その他	0	0	1	0
合計	234	14	101	39

社会参加応援

	実施回数	利用者数	
		実	延
集団プログラム	257	130	578
個別プログラム	172	46	84

就労支援

実施回数	利用者数
74	89

オ 人材育成

➤ ひきこもりサポーター派遣事業

ひきこもりサポーター養成セミナー (全 2 回)

平成 26 年度 開催回数：2 回 参加者数：8 名

平成 27 年度 開催回数：2 回 参加者数：6 名

➤ ひきこもり支援従事者研修 (委託)

平成 26 年度 開催回数：1 回 参加者数：120 名

平成 27 年度 開催回数：1 回 参加者数：67 名

## ● 児童思春期精神保健対策事業

### (1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領

（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）

### (2) 概要

思春期は心身の変化が著しく、子どもから大人へと少しずつ成長していく時期であり、自意識のめばえや人間関係の複雑化などによって悩みが多くなることもある。場合によっては、苦しさや辛さからこころの健康を保てなくなることがある。

また、精神的に不安定な時期にある思春期の子どもの問題行動が多く発生しており、不登校やひきこもり、家庭や学校での暴力など、問題は複雑・多様化していることから、児童思春期精神保健対策を推進し、子どもの成長発達を支援する。

### (3) 内容

#### ア 思春期精神保健事例に対するマネージメント

さまざまな思春期の問題に効果的な支援を行うため、教育・保健・医療・福祉・司法等の関係機関が連携しながら多職種の有機的な連携を支援するためケースマネージメントを行う。

年度	件数	アセスメント会議
H26	3件	3回
H27	6件	8回

#### イ きらりの会（当事者グループ活動）

【平成26年度】

回	日時	内容	参加人数
1	4月28日	会について話し合い	1人
2	6月25日	ゲーム	2人
3	7月23日	倉敷へ遠出	2人
4	8月25日	オカリナ鑑賞	2人
5	12月17日	クリスマス会	2人

【平成 27 年度】

回	日時	内容	参加人数
1	6月8日	ナノブロック	2人
2	8月3日	ナノブロック	2人
3	10月23日	ちぎり絵	2人
4	11月27日	ちぎり絵	1人
5	12月25日	クリスマス会	3人
6	2月8日	ナノブロック	1人

ウ こころの健康早期支援事業

市内の中学生が精神疾患に対する正しい知識を習得することで、その誤解や偏見を防止し、更に、自らが精神的不調や疾病を抱えた際に早期に専門医療や相談支援に結びつくことを目的として、教師が精神疾患をテーマに授業を行っている。

○ 人権教育での取り組み（授業）

人権教育の中で精神疾患について学び、正しい知識を得ることを目的に授業を実施する。

	中学校名	授業回数	対象
H26	岡山市立瀬戸中学校	2回	2年生（3クラス 122名）
	岡山市立高島中学校	2回	2年生（4クラス 165名）
H27	岡山市立瀬戸中学校	2回	2年生（4クラス 138名）
	岡山市立高島中学校	2回	2年生（6クラス 190名）

○ 実践評価検討会

精神科医、教育委員会、学校関係者などで学習内容などの評価検討を行う。

	中学校名	回数	参加者（実人数）	参加者（延人数）
H26	岡山市立瀬戸中学校	2回	10人	15人
	岡山市立高島中学校	2回	12人	14人
H27	岡山市立瀬戸中学校	3回	12人	24人
	岡山市立高島中学校	3回	12人	27人

○ 専門相談

精神疾患の疑いのある生徒に関して生徒自身やその家族、または教員に対し、精神科医などを派遣し専門相談を実施する。

	中学校名	回数	相談対象者	相談者（延人数）
H26	岡山市立瀬戸中学校	0回	0人	0人
	岡山市立高島中学校	0回	0人	0人
H27	岡山市立瀬戸中学校	0回	0人	0人
	岡山市立高島中学校	0回	0人	0人
	岡山市立灘崎中学校	1回	1人	1人

## エ 人材育成

### ○ 研修

- ・思春期精神保健専門研修会

平成 27 年度 開催回数：3 回 参加者数（延）：218 人

- ・こころの健康早期支援事業専門研修（教職員対象）

精神疾患に関する理解を深め、早期支援に必要な知識を得るために教職員を対象に専門研修を実施する。

	中学校名	回数	参加者（実人数）
H26	岡山市立瀬戸中学校	1 回	10 人
	岡山市立高島中学校	1 回	86 人
H27	岡山市立瀬戸中学校	1 回	18 人
	岡山市立高島中学校	1 回	10 人
	岡山市立瀬崎中学校	1 回	19 人

## 8 組織育成

### (1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）

### (2) 趣旨

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このためセンターは、精神保健福祉に関する民間団体等の組織育成に努めるとともに、保健所、保健センター並びに地区単位での組織の活動に協力する。

### (3) 業務内容

断酒会	NPO法人 岡山県断酒新生会・家族会	会作成の会報誌やリーフレットのセンター窓口への配置・配布
	NPO法人 おかやま たけのこ会・家族会	会主催の研修会や大会への主席 研修会への講師依頼
DARC	岡山ダルク 家族会ピア	会作成の会報誌やリーフレットのセンター窓口への配置・配布 研修会への講師依頼
GA	GA倉敷 岡山会場	会作成のミーティング案内のセンター窓口への配置・配布 ミーティング会場の減免申請補助

## 9 精神医療審査会

### (1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条、第 38 条の 3、第 38 条の 5
- ・精神医療審査会運営マニュアル（H12.3.28 障第 209 号厚生省障害保健福祉部長通知）

### (2) 趣旨

精神医療審査会（以下、「審査会」という）は精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している患者の入院の適否、処遇等について、専門的かつ独立的に審査を行う機関である。審査会は業務の専門性に配慮するとともに、審査の客観性、独立性の一層の確保を図るため、その事務等は精神保健福祉センターにおいて行うものとされている。

### (3) 業務の概要

岡山市精神医療審査会は 5 つの合議体からなり、1 合議体当たりそれぞれ医療委員（精神保健指定医）3 名、法律家委員（弁護士）1 名、有識者委員 1 名（精神保健福祉士及び保健師）の 5 名、合計 25 名で構成されている。また、合議体に属さない予備委員は、平成 27 年度末で合計 7 名（医療委員 3 名、法律家委員 1 名、有識者委員 3 名）となっている。

審査会は①精神科病院から提出される措置入院者定期病状報告書、医療保護入院者入院届及び医療保護入院者定期病状報告書（以下「定期の報告等」という。）の審査、②精神科病院の入院患者からの退院請求及び処遇改善請求（以下「退院等の請求」という）の審査を行う。

#### ア 審査会の開催回数

##### 【全体会議】

全体会議は、各合議体の審査基準等の調整等を行う会議であり、原則として年 1 回開催する。

	開催回数	主な議題
H26	1 回	精神保健福祉法の改正に対応するため、予備委員の増加及び合議体の増加により岡山市精神医療審査会の機能強化を図る方向性とした。また、運営要綱及び定期病状報告書等の作成の手引きを改めた。
H27	1 回	岡山市精神医療審査会の合議体を増加させ 5 合議体で運営を行うこととした。また、定期病状報告書等の審査に関する疑義について議論・整理した。

##### 【合議体】

定期の報告等や退院等の請求の審査は、各合議体の会議において行う。合議体の審査結果は、審査会の決定となる。

平成 26 年度・・・24 回      平成 27 年度・・・31 回



## イ 審査件数

平成 26 年度	件 数	うち「入院又は処遇は不適当」	うち「他の入院形態への移行が適当」
措置入院者定期病状報告	9	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	970	0	0
医療保護入院者の入院届	1,853	0	0
退院請求	65	0	2
処遇改善請求	8	0	0
平成 27 年度	件 数	うち「入院又は処遇は不適当」	うち「他の入院形態への移行が適当」
措置入院者定期病状報告	18	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,338	0	0
医療保護入院者の入院届	2,917	0	0
退院請求	69	0	0
処遇改善請求	5	0	0

平成 22 年度からは、退院等の請求を行った患者に対して弁護士による権利擁護を受ける権利があることを書面にて告知（意見聴取の実施通知書に弁護士の電話番号を記載）しており、又、患者、家族及び代理人である弁護士による合議体の会議での意見の陳述も実施している。

	平成 26 年度	平成 27 年度
弁護士である代理人がついた退院等の請求	0 件	0 件
患者・家族及び代理人による意見陳述の実施	4 件	2 件



## 10 自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

### (1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第4項
- ・精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（H7.9.12 健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）
- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱

(H18.3.3 障発第03030002号厚労省障害保健福祉部長通知)

### (2) 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

### (3) 業務の概要

精神障害者保健福祉手帳申請に対する判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を、精神科医師4名で構成される岡山市自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳審査委員会（以下「審査委員会」という）において行っている。

当センターでは、申請窓口である保健センターで受理した申請書の送達を受け、審査委員会に付議、審査結果に基づき精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院医療）受給者証を発行している。

#### ア 審査委員会の開催回数

平成26・27年度ともに12回（毎月1回）

#### イ 精神障害者保健福祉手帳

##### ◆ 審査件数

精神障害者保健福祉手帳を障害年金証書等により申請する場合は審査委員会への付議を要さず、年金事務所等へ障害等級、傷病名等を照会することで、判定を行っている。

診断書		平成26年度	平成27年度
審査件数	総件数	1,817	2,015
	うち新規	697	682
	うち更新	1077	1,279
	うち等級変更	43	54
結果	承認	1,587	1,805
	不承認	70	64
	審査保留※	160	146

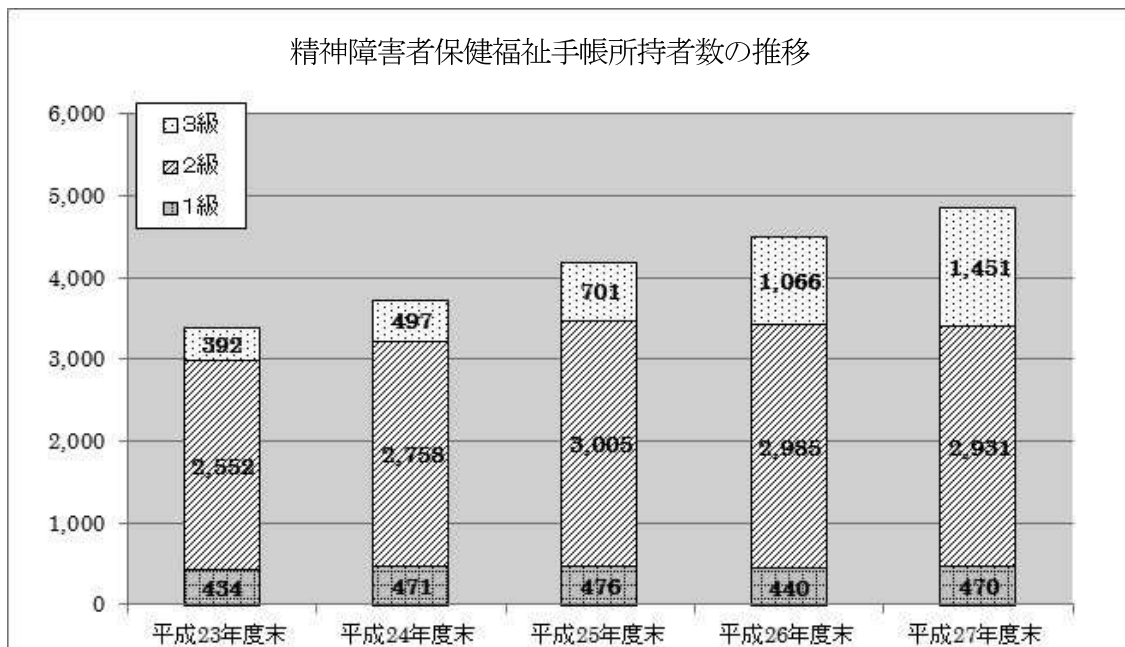
※審査保留は延べ件数

診断書		平成 26 年度	平成 27 年度
審査件数	総件数	1,817	2,015
	うち新規	697	682
	うち更新	1077	1,279
	うち等級変更	43	54
結果	承認	1,587	1,805
	不承認	70	64
	審査保留※	160	146

※審査保留は延べ件数

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
1 級	434	471	476	440	470
2 級	2,552	2,758	3,005	2,985	2,931
3 級	392	497	701	1,066	1,451
合計	3,378	3,726	4,182	4,491	4,852



## ウ 自立支援医療費（精神通院医療）

### ◆ 審査件数

		平成 26 年度	平成 27 年度
審査件数	診断書要件数	5,255	7,927
	うち新規	2,244	2,174
	うち更新	3,011	5,742
	診断書不要件数（医 2）	6,575	4,217
結果	承認	11,782	12,088
	不承認	6	16
	審査保留※	42	40

※審査保留は延べ件数

### ◆ 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

障 害 名	ICD コード	23 年度 末	24 年度 末	25 年度 末	26 年度 末	27 年度 末
症状性を含む器質性精神障害	F 0	296	318	329	339	337
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 1	243	255	290	304	317
統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	F 2	3,290	3,381	3,401	3,413	3,471
気分（感情）障害	F 3	2,855	3,097	3,287	3,356	3,595
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 4	1,166	1,250	1,366	1,411	1,507
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 5	52	56	65	63	73
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F 6	60	57	56	49	49
精神遅滞（知的障害）	F 7	80	83	85	80	105
心理的発達の障害	F 8	805	995	1,206	1,359	1,472
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 9	119	161	214	267	333
てんかん	G 4 0	512	567	603	616	656
その他の精神障害	F 9 9	0	0	0	0	0
合 計		9,478	10,220	10,902	11,257	11,915

